

令和8年第3回 入間市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和8年3月25日(水) 開会 午後 2時06分

2. 開催場所 入間市市民活動センター 3階活動室1

3. 出席委員(12人)

会長 12番 中島敦夫

会長代理 10番 久保田勝

委員 1番 小澤正幸 2番 宮岡幸江 3番 清水 昇

4番 中島伸吉 5番 清水裕司 6番 宮岡康光

7番 上原和子 8番 中村勝雄 9番 荻野 実

11番 野村雅紀

4. 欠席委員(0人)

5. 早退委員(0人)

6. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名 10番 久保田勝 11番 野村雅紀

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について

議案第3号 農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について

議案第4号 入間市農業委員会の最適化活動の目標の設定について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

7. 農地利用最適化推進委員

間野 哲 的場利夫 三木康行

豊泉 隆 岩田 浩 宇津木保男

齋藤 勲 大室芳子

8. 農業委員会事務局職員

事務局長 晝間 拓哉

主 幹 河西 多郎

9. その他の出席者

なし

10. 会議の概要

○議長

ただいまの出席は、農業委員11名、農地利用最適化推進委員8名であります。

農業委員の出席が定足数に達しておりますので、これより第3回入間市農業委員会を開会いたします。

欠席の届出は、田中勲推進委員です。遅刻の届出は、中村勝雄委員です。

会期について、お諮りいたします。

会期は本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

○議長

ご異議ないものと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

次に、議事録署名委員の指名を行います。

委員会会議規則第13条第2項の規定により、10番 久保田勝委員、11番 野村雅紀委員、以上2名を指名いたします。

○議長

本日の付議議案は、お手元に配付してありますとおりです。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、1番を議題といたします。

担当11番、野村雅紀委員、説明を願います。

○農業委員11番（野村雅紀君）

11番、野村です。議案第1号1番についてご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

3月20日に、申請地の状況を的場推進委員と一緒に確認してまいりました。

申請地は案内図のとおり、茶どころ通り北の青梅市境にある農地です。

申請者は、地区内にて野菜並びにお茶を栽培する農業者です。

申請地は現在、野菜畑となっておりますが、許可後も引き続き野菜畑として利用する計画とのことでした。

現在の農地の状況や農機具所有状況などから、耕作することには支障ないと思われますが、ご審議の程宜しくをお願いします。

○議長

ありがとうございました。

次に、的場利夫委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（的場利夫君）

金子地区推進委員の的場です。

3月20日に、野村委員と一緒に現地を確認しました。野村委員の説明のとおり、支障ないと思われますので、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

申請は、農業経営の規模拡大を図るための許可申請でございます。

農地法第3条の許可検討事項について、ご説明いたします。

野村委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は、150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は、配付議案書のとおりとなります。

申請地は野菜畑となっておりますが、引き続き野菜畑として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われます。

このことから農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当いたしません。

説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

（ありません。の声）

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長

全員賛成でございます。本件は許可申請であり、許可することに決定いたしました。

次に、2番を議題といたします。

担当9番、荻野実委員、説明を願います。

○農業委員9番（荻野実君）

9番、荻野です。議案第1号の2番について、ご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

3月18日に、岩田推進委員とは別々に、申請地の状況などを確認してまいりました。

申請地は案内図のとおり、国道16号線南、大森通り東側にある農地で、農地と宅地が混在する区域です。現在は栗畑ですが、管理が良く行き届いておりました。

申請者は、住所地にて野菜や果樹を栽培する農家です。

本案件は、譲渡人との共有持分を単独にするための申請であり、許可後も引き続き栗畑として利用する計画とのことです。

現在の農地の状況や農機具所有状況などから、今後も耕作することには支障ないと思われ
ますが、ご審議の程宜しく願います。

○議長

ありがとうございました。

次に、岩田浩委員、宮寺地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたら願います。

○農地利用最適化推進委員（岩田浩君）

宮寺地区推進委員の岩田です。

3月24日、現地を確認いたしました。荻野委員の説明のとおり、良く管理されており問題ないかと思われますので、よろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

申請は、親族で共有していた農地を集約して耕作するための許可申請でございます。

農地法第3条の許可検討事項について説明いたします。

荻野委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は、150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は、配付議案書のとおりとなります。

申請地の耕作状況は、現在、栗畑として利用されておりますが、許可後も栗畑として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われます。

このことから農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当いたしません。

説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(ありません。の声)

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は許可申請であり、許可することに決定いたしました。

次に、3番を議題といたします。

担当9番、荻野実委員、説明を願います。

○農業委員9番（荻野実君）

9番、荻野です。議案第1号の3番についてご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

3月18日に、岩田推進委員とは別々に、申請地の状況などを確認してまいりました。

申請地は案内図のとおり、国道16号線大森通り西側、宮寺二本木地区センターに程近い農地で、周辺も農地が広がる区域です。現在はトラクターにより、きれいに耕うんされておりました。

申請人は、宮寺地区を中心に野菜栽培を行う基幹農家で、現在の農機具所有状況や他の農地の管理状況から、今後耕作することには支障ないと思われますが、ご審議の程宜しく願います。

○議長

ありがとうございました。

次に、岩田浩委員、宮寺地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（岩田浩君）

宮寺地区推進委員の岩田です。

3月24日、現地を確認いたしました。荻野委員の説明のとおり、支障ないと思われますので、よろしくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明をお願いします。

○事務局

申請は、農業経営の規模拡大を図るための許可申請でございます。

農地法第3条の許可検討事項について、ご説明いたします。

荻野委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は、150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は、配付議案書のとおりとなります。

申請地は、普通畑として利用されておりましたが、許可後も普通畑として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われます。

このことから農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当いたしません。

説明は以上となります。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

（ありません。の声）

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

（全員挙手）

○議長

全員賛成でございます。本件は許可申請であり、許可することに決定いたしました。

次に、4番を議題といたします。

担当9番、荻野実委員、説明をお願いします。

○農業委員 9 番（荻野実君）

9 番、荻野です。議案第 1 号の 4 番についてご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

3 月 1 8 日に、三木推進委員とは別々に、申請地の状況などを確認してまいりました。

申請地は、案内図のとおり、金子地区の圏央道南側、県道二本木飯能線東側にある農地です。現在は、夏草が枯れ、そのままの状態となっております。

申請人は市内で造園業を営んでおり、現在農地の所有や耕作は行っておりませんが、許可後は造園業で使用するための苗木の作付け、並びに果樹畑として利用する計画とのことです。

本案件については、事前相談時に営農計画書や経緯理由書等により具体的な営農計画が示されていること、農地管理に必要な農機具を所持しており、また義父の所有する農機具も借用できるため、今後耕作していくことには支障ないと思われます。

なお、申請人の義父は市内で茶栽培をしており、そちらで茶園管理の手伝いも行っているようですから、全く畑に出たことがないということではありません。

ご審議の程宜しくお願いします。

○議長

ありがとうございました。

次に、三木康行委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（三木康行君）

金子地区推進委員の三木です。

3 月 1 9 日、荻野委員とは別々に現地を確認いたしました。

荻野委員の一部説明にもありましたが、パトロールの時に若干放棄地のようにになっており、改善依頼を出すか出さないか少しグレーゾーンなのですが、その辺のところも今後パトロール等を中心に含めて見ていきたいと思っておりますけれども、ご審議よろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

申請は、造園業に必要な苗木や果樹を栽培する農地を確保するための許可申請でございます。

農地法第3条の許可検討事項について、ご説明いたします。

荻野委員よりご説明いただきましたとおり、申請地を耕作できる状況にあると判断されます。また、申請人の耕作従事日数は、150日以上であり、申請地を含めた耕作面積は、配付議案書のとおりとなります。

申請地は休耕地でしたが、許可後は苗木の作付け並びに果樹畑として利用する計画であり、周辺農地への影響もないと思われます。

このことから農地法第3条第2項に定める不許可事項には該当いたしません。

説明は以上となります。

○議長

事務局の方で補足説明ありませんか。

○事務局

今、荻野委員と三木推進委員から話でしたが、申請時までには予め農地として管理できる状態にさせていただくように、今後は気を付けたいと思います。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(ありません。の声)

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございます。本件は許可申請であり、許可することに決定いたしました。

続いて、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の意見具申について、を議題いたします。

はじめに、1番を議題いたします。

担当11番、野村雅紀委員、説明を願います。

○農業委員11番(野村雅紀君)

11番、野村です。議案第2号の1番についてご説明を申し上げます。

当事者、土地の表示、申請理由、摘要については、配布議案書のとおりです。

3月20日に、的場推進委員と一緒に申請地の状況などを確認してきました。

申請地は案内図のとおり、県道青梅入間線南側の青梅市境にある農地です。

転用計画については、お手元にお配りしてあります土地利用計画図のとおりとなります。

本申請については代理人に委任されており、電話にて代理人に話を伺いました。

申請地は現在、雑草が繁茂している状態ですが、周囲は宅地化が進んだ場所であり規模も過大でなく、周辺農地に影響ない形で施工する事などから、農地転用申請はやむを得ないものと思われませんが、ご審議の程宜しくをお願いします。

○議長

ありがとうございました。

次に、的場利夫委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（的場利夫君）

金子地区推進委員の的場です。

3月20日、野村委員と一緒に現地を確認しました。野村委員の説明のとおり、支障ないと思われますので、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可検討事項について、事務局に説明を願います。

○事務局

申請は、運送業を営んでいるが、現在利用している駐車場が手狭であり、駐車場を敷地拡張するための農地転用許可申請でございます。

農地法第5条許可申請における許可検討事項について、ご説明いたします。

申請地の農地の種別について確認したところ、第2種農地に該当いたします。

次に、一般基準について予め事務局にて審査したところ、全て合致しております。

続きまして、都市計画法に関しては、建築物を建てる計画ではないため、開発許可等は必要ありません。

このことから、必要性が認められ、また周辺農地へ悪影響が無いものと判断されれば、許可し得る状況です。説明は以上となります。

○議長

事務局の方から補足説明ありませんか。

○事務局

こちらの申請地につきましては、事前に農業委員会にご相談頂いた際に、申請時までには農地の状態に復元してもらいたいとお話しさせて頂いたのですが、申請地への接道が、川側及び北側の敷地から入るしか方法がなく、除草のために入るには、北側の敷地にある既存の鋼板を外して出入りするしか方法がないと言われています。本来であれば申請時までにはすべきところなのですが、諸々の事情により今月中に行うとのことでした。県の許可にあたりましては、県の方でも別途現地確認いたしますので、是正がされないと言った見込みがないということを代理人の方には伝えております。農地の復元状態の上で転用許可が下りるという認識で見て頂ければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長

担当委員及び事務局の説明がありましたが、質疑がありましたらお願いいたします。

(宮岡幸江委員 挙手)

○農業委員 2 番 (宮岡幸江君)

今まで申請地は、雑草等が繁茂していたということですか。

○事務局

申請地は、鋼板で囲まれ川側（南側）からしか確認できないため把握できず、雑草等が繁茂している状態でした。

(久保田委員 挙手)

○農業委員 10 番 (久保田勝君)

農地に戻したのを確認してから転用するということですけど、確認は誰がするのですか。

○事務局

県の方で現地を見る前に事務局にて復元したことを確認し、進達の際に県に状況を説明して、県の方で見て農地となっていることを確認した上で許可が下りる予定です。

○議長

他に何かございませんか。

なければ質疑を終わり、採決いたします。許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成でございます。本件は、許可申請の意見具申でありますので、許可相当として県に進達いたします。

続いて、議案第3号 農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について、を議題といたします。

農用地利用集積等促進計画の案により使用貸借権の設定等を受けるものについて事務局から説明を受け、皆様からのご意見をいただいた後に、計画案に対する農業委員会の意見を集約したいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

○事務局

それでは、初めに議案書を読み上げます。

「議案第3号 農用地利用集積等促進計画の案に係る農業委員会の意見について。農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第19条第3項の規定に基づき、借受申出案件(令和8年5月始期分)に係る農用地利用集積等促進計画の案について、意見を求めるもの。別紙1のとおり」でございます。

説明に先立ち、補足説明を申し上げます。

別紙1の令和7年度第12回農用地利用集積等促進計画(案)をご覧ください。

1番と2番の設定する権利の種類は使用貸借。内容は普通畑として利用予定です。貸借期間は令和8年5月1日から令和13年4月30日までの5年となります。

次に3番の設定する権利の種類は使用貸借。内容は普通畑として利用予定です。貸借期間は令和8年5月1日から令和11年4月30日までの3年となります。

次に4番～8番の設定する権利の種類は使用貸借。内容は茶畑として利用予定です。貸借期間は令和8年5月1日から令和18年4月30日までの10年となります。

次に9番の設定する権利の種類は使用貸借。内容は普通畑として利用予定です。貸借期間は令和8年5月1日から令和18年4月30日までの10年となります。

次に10番と11番の設定する権利の種類は使用貸借。内容は普通畑として利用予定です。貸借期間は令和8年5月1日から令和13年4月30日までの5年となります。

次に12番～17番の設定する権利の種類は使用貸借。内容は普通畑として利用予定です。貸借期間は令和8年5月1日から令和13年4月30日までの5年となります。

次に１８番の設定する権利の種類は使用貸借。内容は普通畑で研修用農地として利用予定です。貸借期間は令和８年５月１日から令和９年３月３１日までの１１ヶ月となります。

なお、借受け予定者である新規就農者は、埼玉県農業大学校で１年間の研修期間を終え、入間地域明日の農業担い手育成塾で令和７年４月から令和９年３月までの研修生です。営農地区は東金子地区となっております。

新規就農者として今後、経営規模拡大が見込まれることもあり、農地の貸付けが最適であると判断され、農用地利用集積等促進計画（案）が作成されております。

説明は以上でございます。

○議長

それでは、議案第３号の１番を議題といたしますが、１番と２番は関連がございますので、一括審議をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

ご異議ないものと認め、１番と２番を一括審議といたします。

担当５番、清水裕司委員、説明を願います。

○農業委員５番（清水裕司君）

５番、清水です。

３月２２日に、藤沢地区にある２筆の農地の状況を、齋藤推進委員とは別々に確認してまいりました。

借受人は、市内で耕作する農業者です。

今回の申請地について、ユーカリが作付けされており、大変きれいに管理されておりました。引き続きユーカリ栽培を行う予定であり、今後借受人が耕作していくことに問題ないことを報告します。

○議長

ありがとうございました。

次に、齋藤勲委員、藤沢地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（齋藤勲君）

藤沢地区推進委員の齋藤です。

3月21日、現地を確認しました。清水委員の説明通り支障ないと思います。よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、議案第3号の3番を議題といたします。

担当10番、久保田勝委員、説明を願います。

○農業委員10番（久保田勝君）

10番、久保田です。

3月18日に、東金子地区にある1筆の農地の状況を、間野推進委員とは別々に確認してまいりました。

借受人は、市内で耕作する野菜農家です。

今回の申請地について、休耕地となっておりましたが、現在はトラクターで耕された状態です。今後は野菜畑として耕作する予定であり、今後借受人が耕作していくことに問題ないことを報告します。

○議長

ありがとうございました。

次に、間野哲委員、東金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（間野哲君）

東金子地区推進委員の間野です。

3月20日、現地を確認いたしました。久保田委員の説明のとおり、支障ないと思われますので、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、議案第3号の4番を議題といたしますが、4番から8番は関連がございますので、一括審議をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

ご異議ないものと認め、4番から8番を一括審議といたします。

担当4番、中島伸吉委員、説明を願います。

○農業委員 4 番（中島伸吉君）

4 番、中島です。

3 月 1 9 日に、金子下地区にある 5 筆の農地の状況を、豊泉推進委員とは別々に確認してまいりました。

借受人は、市内で茶を栽培する基幹農家です。

今回の申請地について、現在茶畑となっておりますが、引き続き茶畑として耕作する予定であり、今後借受人が耕作していくことに問題ないことを報告します。

○議長

ありがとうございました。

次に、豊泉隆委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（豊泉隆君）

金子地区推進委員の豊泉です。

3 月 2 0 日、現地を確認しました。中島委員の説明のとおり、支障ないと思われますのでよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、議案第 3 号の 9 番を議題といたします。

担当 1 1 番、野村雅紀委員、説明を願います。

○農業委員 1 1 番（野村雅紀君）

1 1 番、野村です。

3 月 2 0 日に、金子上地区にある 1 筆の農地の状況を、的場推進委員と一緒に確認してまいりました。

申請地は、トラクターで耕うんされておりました。

借受人は、住所地並びに市内で耕作する野菜農家です。

今回の申請地について、現在休耕地となっておりますが、今後は野菜畑として耕作する予定であり、今後借受人が耕作していくことに問題ないことを報告します。

○議長

ありがとうございました。

次に、的場利夫委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（的場利夫君）

金子地区推進委員の的場です。

3月20日に、野村委員と一緒に現地を確認しました。野村委員の説明のとおり、支障ないと思われますのでよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、議案第3号の10番を議題といたしますが、10番と11番は関連がございますので、一括審議をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

ご異議ないものと認め、10番と11番を一括審議といたします。

担当11番、野村雅紀委員、説明を願います。

○農業委員11番（野村雅紀君）

11番、野村です。

3月20日に、金子上地区にある2筆の農地の状況を、的場推進委員と一緒に確認してまいりました。

借受人は、市内で耕作する野菜農家です。

今回の申請地について、現在野菜畑となっておりますが、引き続き野菜畑として耕作する予定であり、今後借受人が耕作していくことに問題ないことを報告します。

○議長

ありがとうございました。

次に、的場利夫委員、金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（的場利夫君）

金子地区推進委員の的場です。

3月20日に、野村委員と一緒に現地を確認しました。野村委員の説明のとおり、支障ないと思われますのでよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、議案第3号の12番を議題といたしますが、12番から17番は関連がございますので、一括審議をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし。の声)

ご異議ないものと認め、12番から17番を一括審議といたします。

担当9番、荻野実委員、説明を願います。

○農業委員9番(荻野実君)

3月18日に、宮寺地区にある6筆の農地の状況を、岩田推進委員とは別々に確認してまいりました。

申請地は案内図のとおり、国道16号線の南側で、店舗・資材置場・住宅・農地が混在する区域となっております。休耕地となっておりますが、現在はトラクターによりきれいに耕うんされておりました。

借受人は、住所地にて普通畑を借り受けて耕作する野菜農家ですが、畑の返却予定があり新たに市内で40アール程を耕作する予定です。農機具所有状況や貸借期間も長くないことから、今後借受人が耕作していくことに問題ないことを報告します。

○議長

ありがとうございました。

次に、岩田浩委員、宮寺地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員(岩田浩君)

宮寺地区推進委員の岩田です。

3月24日に現地を確認しました。荻野委員の説明のとおり、畑の方はきれいに管理されており、問題ないと思われますのでよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

次に、議案第3号の18番を議題といたします。

担当10番、久保田勝委員、説明を願います。

○農業委員 10 番（久保田勝君）

10 番、久保田です。

3 月 18 日に、東金子地区にある 1 筆の農地の状況を、間野推進委員とは別々に確認してまいりました。

研修農地の借受人は、先ほど事務局の説明のとおりです。

今回の申請地については、休耕地となっておりましたが、現在はトラクターで耕された状態です。今後は野菜畑として耕作する予定であり、研修用農地として今後、借受人が耕作していくことに問題ないことを報告します。

○議長

ありがとうございました。

次に、間野哲委員、東金子地区推進委員として、補足説明、ご意見等ありましたらお願いします。

○農地利用最適化推進委員（間野哲君）

東金子地区推進委員の間野です。

3 月 20 日、現地を確認いたしました。久保田委員の説明のとおり、支障ないと思われますので、よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

ただいま 1 番から 18 番までの説明がありましたが、この件につきまして何かご質疑等ありましたらお願いいたします。

（久保田委員 挙手）

○農業委員 10 番（久保田勝君）

今回、東金子地区の 2 筆の現地を確認して、トラクターで耕された状態なのですが、こういう場合誰が耕すのですか。

○事務局

案件によって様々ですが、一つは今までの地主さんが耕す場合と、新しく借りる方が耕す場合、あと先ほど荻野委員からのお話にありました、今まで借りた人が期間満了で返却する時に最後に耕す場合等、ケースバイケースであると確認しています。

○議長

ほかに何かございますか。

無いようですので、農業委員会としての意見をまとめたいと思います。

農業委員会としては、「特に意見なし」という旨で回答してよろしいでしょうか。

賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

○議長

全員賛成でございますので、本件の協議の回答として、「特に意見なし」とすることに決定いたしました。

続いて、議案第4号 入間市農業委員会の最適化活動の目標の設定について、を議題といたします。

それでは、事務局から説明を願います。

○事務局

はじめに、議案を読み上げます。

「議案第4号 入間市農業委員会の令和8年度最適化活動の目標の設定等について。『令和8年度の目標（案）』別紙2のとおり」でございます。

それでは、令和8年度の最適化活動の目標（案）の主な点をご説明させていただきます。目標案につきましては、令和7年度に立てた目標を基本とし、現状と実績を踏まえ策定しております。

別紙2の「令和8年度最適化活動の目標の設定等」の1ページ目をご覧ください。

「Ⅰ 農業委員会の状況（令和8年4月1日現在）」の1には、農業委員会の現在の体制として農業委員数等の記載と、2には、農家・農地等の概要として2020年に実施した農林業センサスに基づいた農家数や農業者数等が記載されております。

続いて、2ページ目の「Ⅱ 最適化活動の目標」をご覧ください。

「(1) 農地の集積」の「②目標」について、ご説明いたします。

表の中段、左側でございますが、令和8年度の新規集積面積の目標は、14.65ヘクタールとなっております。これは、埼玉県の指標に基づき、令和15年度末の目標集積面積を、現在の農地面積の56パーセントである463.12ヘクタールとしており、そこからこれまでの集積面積を引き、目標設定期間である8年間で割ったものを目標数値といたしました。

次に、「(2) 遊休農地の解消」の「②目標」について、ご説明いたします。

令和8年度の目標解消面積は、「a 緑区分の遊休農地の解消目標面積」として0.72ヘクタールとなっております。これは遊休農地のうち、草刈り等で耕作が可能となる「緑区分の遊休農地」の解消目標面積で、作成要領で示す令和3年度遊休農地面積3.61ヘクタールの5分の1の面積とすることからの算出によるものです。

また、耕作が可能となるには基盤整備等が必要な「b 黄区分の遊休農地の解消」のための工程表の策定方針として、「直ちに耕作できない状況を鑑みて、個別の農地状況を踏まえて解消できる方策を検討していく。」といたしました。

最後の、「イ 新規発生遊休農地の解消」については、前年の令和7年度に新規発生した遊休農地2.44ヘクタールから算出したものです。

次に3ページ目の、「(3) 新規参入の促進」の「②目標」について、ご説明いたします。

新規参入者への貸付等について公表する農地面積を、2.34ヘクタールとしております。これは、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記載することとなっておりますので、その数値を記載しました。

次に、「2 最適化活動の活動目標」について、ご説明いたします。

まず、「(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標」ですが、令和7年度と同じ、月あたり7日としております。現委員の活動記録簿の記録状況も鑑みて、昨年度と同じ日数といたしました。

次に、「(2) 活動強化月間の設定目標」について、ご説明いたします。

取組時期と項目については、表にあるとおり、7月及び10月には農地パトロールを実施、その後11月に再指導を行うことで遊休農地の解消を推進していくため、「②遊休農地の解消」としております。

次に、「(3) 新規参入相談会への参加目標」について、ご説明いたします。

こちらは、令和7年度と同じく、都内で行われる「新・農業人フェア」に2名の参加としております。

なお、県農業会議の方に予め内容確認をお願いしたところ、2箇所の修正検討依頼がございました。

1点目は、3ページ目の「2 最適化活動の活動目標」の「(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標」で、1人あたりの活動日数を7日／月から8日での再検討が可能かどうか。これは1日の違いですが、目標を達成した場合の評価点が異なることに伴うものです。

2点目は、順番が前後しますが、2ページ目の真ん中「(2) 遊休農地の解消」の「①現状及び課題」、課題3行目「新たな確保」の「確保」の前に「担い手の」の一文を追記できないかとの事でした。併せてご検討をお願いします。

今後のスケジュールでございますが、ご審議をいただきました内容にて、県を通じて国へ報告をさせていただきます。また、併せて市の公式ホームページにおいてこの内容を公表させていただく予定でございます。説明は以上となります。

○議長

ただいま、事務局より説明がありましたが、何かご意見がありましたらお願いいたします。

(荻野委員 挙手)

○農業委員9番(荻野実君)

最適化活動の目標ですけれども、これはいつまでに農業会議の方に提出されるのですか。

○事務局

4月末までに提出する予定でございます。

○農業委員9番(荻野実君)

最適化活動の目標を設定する根拠というのはどういうところにあるのかということ、何か書面が来ているのだと思うのですが、それも拝見させて頂けると有難いです。今回の報告内容の反映には間に合わないと思いますが、毎年こういうのを提出されるのであれば、次回は記載要領等を拝見しながら、もう少し深掘りをしてもいいのかなと思います。

○事務局

次回から、裏付けとなる通知等を合わせて配付させていただきたいと思います。

○農業委員9番(荻野実君)

はい。何に基づいて作成されているのか分かった方が、もう少し踏み込んだ内容を記載できるのかなと思います。

○議長

他に何かご意見ございませんか。

(なし。の声)

○事務局

では、先程の説明の中で県の方から検討依頼がありました、7日／月の活動目標を8日にすると評価点も上がるということなので、目標日数を1日増やして8日としても良いか伺います。

(荻野委員 挙手)

○農業委員9番(荻野実君)

その件についても、質問させていただこうかと思っていたのですが、評価点というのは結局何に反映されるのでしょうか。個人的には農業者にとって7日というのは多い方だと思います。畑に出ている人間からすると、7日も日にちを割けないというのが実態です。

○事務局

先程申し上げました評価点につきましては、最適化交付金というのがございまして、委員さんの通常の月額報酬とは別に、最適化交付金として年額で出している報酬となります。その報酬を算定するのに基準となるのが評価点にあたります。活動目標を7日にするか8日にするか、またその目標に対しての達成率によって若干ポイントの方が変わってきます。

○農業委員9番(荻野実君)

わかりました。

○事務局

あともう一つの、「新たな確保」の「確保」の前に「担い手の」の文言を追記して「新たな担い手の確保」ということで変更させて頂きたいと思います。

活動日数を7日／月から8日にするのは、現場に出ている皆様のご意見を優先したいと考えます。

○農業委員9番(荻野実君)

目標が達成された場合と、達成されなかった場合には、何か手続きがあるのですか。

○事務局

手続きは特になくて、毎月活動記録簿を提出して頂いて、その中で判断させていただいております。

○農業委員9番(荻野実君)

目標が達成されなかった場合、何かペナルティはあるのですか。

○事務局

ありません。

○事務局

一点補足させて頂きたいのですが、8日／月というのは、週で考えると1週間に2回、それが4週で8日／月というのがおおよその目安として農業会議の方から求められているところですので、一言申し添えさせていただきます。

○議長

他にございませんか。

他にご意見等がないようでしたら、原案に一部修正を加え、承認することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議ないものと認め、議案第4号は、原案の一部を修正し、承認することに決定いたしました。

次に、報告事項に入ります。

農地法第3条の3の規定による届出については2件、同法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出については2件、同法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については7件、相続税納税猶予に関する適格者証明については3件、それぞれ入間市農業委員会事務局・事務専決規程、第3条の規定により専決処分され、同規程第5条により報告第1号、第2号、第3号、第4号のとおり報告がありました。

これで付議された議案はすべて終了いたしましたので、委員会を閉会します。

閉会 午後3時16分